

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第487号)

平成19年2月22日

横 情 審 答 申 第 487 号

平 成 19 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 18 年 11 月 15 日 ま ち 違 対 第 1075 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す 。

「 事 情 聴 取 報 告 書 に つ い て (平 成 18 年 ま ち 違 対 第 380 号) 」 の 一 部 開 示 決
定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「事情聴取報告書について（平成18年まち違対第380号）」を一部開示とした決定において、事情聴取報告書の聴取の概要欄及び今後の対応欄を非開示とした決定は妥当であるが、事情聴取報告書のその余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「事情聴取報告書について（平成18年まち違対第380号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年8月1日付で行った一部開示決定のうち、事情聴取報告書を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち事情聴取報告書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に違反する建築物又は宅地の所有者等（以下「違反者」という。）に対する是正指導を行う過程で作成した文書で、違反者に対して行った事情聴取の記録及びその際提出された是正計画に関する資料で構成されている。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件申立文書のうち、事情聴取報告書に記録された違反者に対する事情聴取の内容を公にすることは、法人等及び事業を営む個人の社会的評価及び社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、事情聴取報告書には、違反に至った経緯や違反是正に関する違反者の発言及び横浜市の指導内容等が詳細に記録されており、開示することにより、指導対応の傾向を把握できるため、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそ

れがあることから、本号に該当すると判断し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、結論としては次のように要約される。

- (1) 本件処分のうち、非開示に関する部分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 本件処分は、次のとおり違法（不当）である。

本件は、該法人が建築基準法違反者であることは市当局も認定しているところであり、その違法行為是正指導に関する情報は、条例第7条第2項第3号アの該法人の正当な利益を害するものとは到底いえない。

- (3) 問題は、事情聴取報告書に関してである。条例第7条第2項第3号アの法人等の事業活動情報は法人等の事業活動の自由を保障する必要がある点から不開示とすることが認められたものであるが、他方ただし書により「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」として両者の利益比較衡量を図っている。一部開示理由説明書はこの点については全く判断していない。

本件は、違反者からの騒音被害により申立人らに不眠等の現実的健康被害が発生し、かつ、申立人は所有不動産を売却して転居しようと思ひ、不動産業者に仲介を依頼したところ、購入希望者はあるも、現地を検分し、違反者の存在を知り、全て話がまとまらず、現状においては大幅な価格低下を覚悟しない限り売却できないという現実的な財産権侵害が発生しているという事案である。法人の特許の公開を求めているわけではないのである。比較衡量上、申立人の利益が優越することは明らかである。

- (4) 条例第7条第2項第6号では、「適正」という要件を要求している。「適正」の判断は、不開示による利益と開示による利益の比較衡量を、実質的に行わなければならないことは当然である。にもかかわらず、一部開示理由説明書は不開示による抽象的利益を述べるのみであり、開示による利益には何ら配慮していない。

前記(3)のとおり、申立人は健康上、財産上具体的な被害が発生しているのであり、「違反に至った経緯や違反是正に関する違反者の発言及び横浜市の指導内容」を把握することにより、本件解決への展望を得ることができ、疾病の軽快、財産損害発生回避をすることができるのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

まちづくり調整局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）では、建築基準法等に違反する建築物又は宅地の所有者、占有者、工事施工者等に対する是正指導及び是正命令等の処分に係る事務を行っている。

本件申立文書は、建築基準法第48条の用途地域制限に違反している現有建築物に係る是正指導として違反对策課が行った違反者に対する事情聴取の記録及びその際に違反者から提出された資料であり、起案表紙、起案本文、事情聴取報告書、移転予定地の不動産売買契約書の写し、新社屋の企画書及び新社屋の計画案で構成されている。

このうち、実施機関は事情聴取報告書、移転予定地の不動産売買契約書の写し、新社屋の企画書及び新社屋の計画案を非開示としているが、異議申立書及び意見書の記載から申立人は事情聴取報告書の開示を求めているものと認められる。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ 事情聴取報告書は、違反者に対して行った事情聴取結果を上司に報告するために違反对策課職員が作成した文書であり、事情聴取年月日、被聴取者名等とともに事情聴取の内容が記録されるものである。事情聴取の内容としては、一般的に、違反に至った経緯、違反者の発言内容、違反对策課職員の指導内容等が記録されている。このような情報には、違反者である法人の経営方針や財務状況を推測させるものも含まれており、公にされた場合、当該法人に不利益が生じると考えられる。したがって、事情聴取の内容に関する情報が記録されている部分である聴取の概要及び今後の対応の各欄は、これを公にすると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえることから、本号アに該当する。

ウ しかし、事情聴取報告書のその余の部分である受付番号、建築主名、所在地、違反内容、聴取日時、被聴取者、担当者等については、本件請求に係る開示決定

等において開示されている情報であると認められることから、本号アに該当する
とはいえない。

エ 申立人は、違反者の騒音により現実的健康被害及び財産権侵害が発生している
ことから、本号ただし書に該当すると主張するが、前記イで本号アに該当すると
した事情聴取の内容に関する情報が開示されたとしても、本件における騒音被害
の軽減に資するものとは認められないことから、このような情報が人の生命、健
康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である情報とは認められ
ない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関
する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は
事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも
の」については、開示しないことができると規定している。

イ 申立人は健康上、財産上具体的な被害が発生しているので開示すべき旨を主張
するが、事情聴取報告書の聴取の概要欄及び今後の対応欄については前記(2)で
述べたとおり条例第7条第2項第3号アに該当し、開示しないことができるもの
であるから、本号の該当性について判断するまでもない。

事情聴取報告書のその余の部分については、前記(2)ウのとおり、本件請求に
係る開示決定等において開示されている情報であると認められることから、本号
に該当するとはいえない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定において、事情聴
取報告書の聴取の概要欄及び今後の対応欄を条例第7条第2項第3号に該当すると
して非開示とした決定は妥当であるが、事情聴取報告書のその余の部分は開示すべ
きである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年11月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年11月17日 (第33回第三部会) 平成18年11月22日 (第95回第二部会)	・諮問の報告
平成18年11月30日 (第97回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年12月14日 (第98回第一部会)	・審議
平成18年12月20日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年1月11日 (第99回第一部会)	・審議
平成19年1月25日 (第100回第一部会)	・審議